**国道事務所及び寝屋川水系への占用許可申請について**

**道路等の占用許可申請書の作成手順**

給水装置工事をおこなうにあたっての道路等の占用許可申請について、大阪国道事務所西大阪維持出張所（以下「国道事務所」という。）及び大阪府寝屋川水系改修工営所（以下「寝屋川水系」という。）への占用許可申請書の記載及び占用物件員数確認は水道局で行うこととなりました。但し、占用許可申請書の添付書類の作成、訂正、提出及び受取りについては、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）様で行なっていただきます。

以下は作成手順です。

指定工事業者は水道局と給水装置工事の協議を行なっていただきます。その際、予定されている路線に撤去がある場合、既設管の員数調書の延長をお伝えします。

指定工事業者と水道局

指定工事業者と国道事務所又は、寝屋川水系と協議

給水装置工事申込書の給水許可後、国道事務所又は、寝屋川水系へ許可条件、必要書類、申請作成手順等を確認する。

申請書類を作成する。水道局の記載が必要な箇所以外は記入する。

指定工事業者

水道局

作成申請書類と誓約書及び依頼書を水道局へ提出

＊注）

指定工事業者者

申請書類提出後、1週間位で水道局から申請書類を受領する。

申請書類提出。

寝屋川水系

水道局

許可後、許可書の本書を水道局に提出、指定工事業者は写しを保管

＊注）

国道事務所への占用許可申請書は電子申請となっています。水道局で電子申請をおこないます。

水道局への添付書類

・誓約書 様式１号(道路法第３２条関連)又は、様式２号（河川法第２４条関連）

・依頼書 様式１号(道路法第３２条関連依頼)又は、様式２号（河川法第２４条関連依頼）